

資産税NEWS

THE PROPERTY NEWS
FROM KYOTO CERTIFIED TAX ACCOUNTANT COMPANY

平成29年3月1日

3

No. 132

今月の Q&A

節税目的での養子縁組について裁判がありました。
判決はどうなりましたか？

相続により不動産を共有持分で取得しました。
分筆等をして持分を分割すると税金はかかりますか？



今月のお知らせ

お客様各位

平成29年3月吉日
京都税理士法人 代表社員・江後良平

第13回 京都税理士法人 チャリティーゴルフコンペのご案内

拝啓 厳寒の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、恒例になりました、第13回目のチャリティーゴルフコンペを、4月に開催させていただきます。この機会に、皆様とより一層の親睦を深めたいと願っております。

どうぞ皆様お誘い合わせの上、ふるってご参加くださいます様お願い申し上げます。 敬具

日時	平成29年4月11日(火) スタート AM 8:28~9:03 (受付 各スタート30分前まで)
会場	瑞穂ゴルフ倶楽部 京都府船井郡京丹波町大朴皿引1 TEL: 0771-86-1515
競技方法	ダブルペリア方式
賞品	優勝・準優勝・3位・5位・7位 以下 飛賞・BB賞・ベスグロ賞・ドラコン賞・ニアピン賞等
参加費用	7,000円 〔チャリティー2,000円を含め参加費とさせていただきます。何卒ご協力よろしくお願い申し上げます。〕
定員	先着12組48名(1社2名まで)



- ・プレー終了後は、クラブハウスにて表彰式と、ささやかながら懇親会を用意しております。
- ・プレー費は各自負担をお願い致します。(昼食付・キャディー付) ※ドリンクは別途(当日欠席の場合は、キャンセル料をご負担頂くこともあります。)

<申し込み・お問い合わせ先>

京都税理士法人(担当:北川、岡本) Email okamoto-y@ego.co.jp
TEL (075) 693-6363 FAX (075) 693-6565

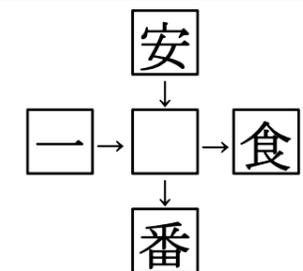
※ アウト・インに分かれての同時スタートとなります。参加申込頂きました方には、一週間程前に地図・組み合わせ等を送付致します。

今月の クイズ ?

真ん中の□に漢字を入れて、二字熟語を4つ
作ってみましょう!
ただし熟語は矢印の方向に読みます。

- 〔 ①安→□ ②一→□
③□→番 ④□→食 の4つの二字熟語が出来ます。 〕

※ 正解は次号資産税NEWSにて発表いたします。



※ 前号 (No.131 平成29年2月号) の解答は【代】でした。



お問い合わせ

Q 節税目的での養子縁組について裁判がありました。判決はどうなりましたか？

A 節税目的で養子縁組を行っても無効にはならないと最高裁判決が出されました。



養子縁組には「特別養子縁組」と「普通養子縁組」の2つの方法があります。

「特別養子縁組」とは養子になった者と実親との親子関係が法律上消滅します。

それに対して「普通養子縁組」は縁組により養子先の親と法律上は親子関係になるが、実親との親子関係は消滅することはありません。

次の4項目については、法定相続人の数を基に計算しますので、養子縁組することによって、法定相続人の数が増えるため節税効果があります。

- (1) 相続税の基礎控除額
- (2) 生命保険金の非課税限度額
- (3) 死亡退職金の非課税限度額
- (4) 相続税の総額の計算

民法上は養子の数は制限されていませんが、相続税法では法定相続人の数に制限があります。被相続人に実の子供がいる場合は一人まで、被相続人に実の子供がいない場合は二人までとなります。

被相続人の財産は、被相続人から子、子から孫と順を追って相続する流れが通常ですが、被相続人の意思でどうしても孫に財産を直接相続させたいという場合には、孫を養子にすることも有効であります。

但し、相続税の計算では1親等の血族および配偶者以外は相続税の計算では2割加算が規定されています。

養子も実子も相続人として同じ立場になるため、相続人の合意が必要となる遺産分割で協議が難航する恐れがあります。

節税目的であっても養子縁組とは無効とならない判決が出ましたので、養子縁組については家族間の事情を考慮して検討してはいかがでしょうか。



税理士 江後慎太郎

Q 相続により不動産を共有持分で取得しました。分筆等をして持分を分割すると税金はかかりますか？

A 共有物分割については所得税等は課税されません。

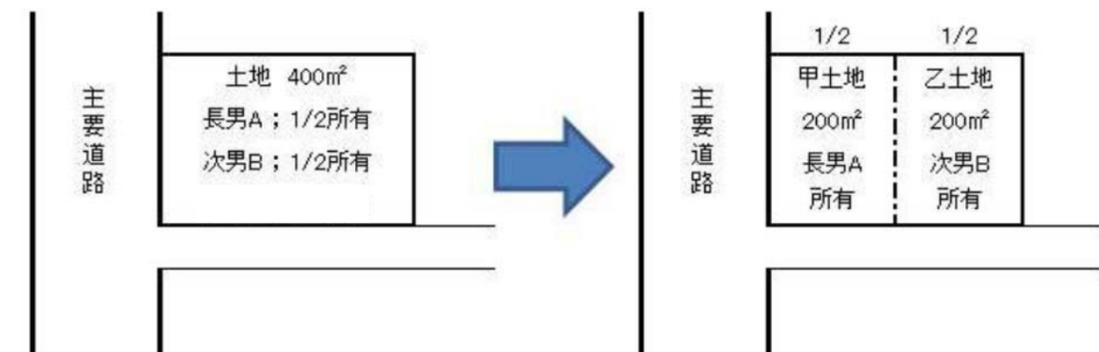


相続が発生し、うまく遺産分割協議が整わず不動産を共有持分で取得する場合があります。長男Aと次男Bが一つの土地を1/2ずつ共有持分で相続するようなケースがこれに該当します。

兄弟が仲良く共有のまま持ち続けている分には問題がありません。

しかし、共有で取得してしまうと、その財産を売却したりする際には共有者全員の合意が必要になる他、様々な制約があります。上記のケースでは、長男Aと次男Bの意思がまとまらず、共有物分割を行うことになりました。実際に長男Aと次男Bが土地を分割した場合、税金はどうなるのでしょうか？

【共有物分割の図式】



(1) 所得税（所得税基本通達33-106）

『共有に係る一の土地についてその持分に応ずる現物分割があったときには、その分割による土地の譲渡はなかったものとして取り扱う』
長男Aと次男Bが1/2ずつ共有している土地を、1/2ずつに分割したときは土地の譲渡はなかったものとなるので譲渡所得税などの課税関係は生じてきません。
共有物分割は持分に応ずる権利が集約されたに過ぎず、資産の譲渡による収入（値上がり益）があったとはみられません。

(2) 不動産取得税

共有物分割による取得には、課税されません。（ただし分割前の持ち分を上回る部分の取得があった場合には対象となります。）

不動産の共有は将来に問題を残す可能性がありますのでこのような方法により早期に解決する必要があります。



主任 牧本